

## 香川県条例第22号

香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和49年香川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(掲載の申請等)</p> <p>第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（<u>電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に記録したものを含む。以下同じ。）</u>を添え、委員会の指定する日時までに、委員会に文書で申請しなければならない。</p> <p>2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする事項等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を<u>記載し、又は記録してはならない。</u></p>	<p>(掲載の申請等)</p> <p>第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添え、委員会の指定する日時までに、委員会に文書で申請しなければならない。</p> <p>2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする事項等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を<u>記載してはならない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。